



報道関係者各位

## エコマーク「ノンフロン加煙試験器」認定基準案 について意見募集(パブリックコメント)を実施します

(公財)日本環境協会(住所:東京都中央区、理事長:森嶋 昭夫)が運営するエコマークは、新たに制定するNo.163「ノンフロン加煙試験器」認定基準について、幅広く消費者・事業者の皆様方からご意見を聞くために、3月18日付で認定基準案を公開し、意見募集(パブリックコメント)を実施しますので、お知らせいたします。

### ◇ No.163「ノンフロン加煙試験器 Version1」(新規)について

消防法により消防用設備等を設置することが義務づけられている建物(公共施設、商業施設またはビル等)では、定期的に消防用設備等点検を行うことが求められます。その業務のうち、自動火災報知設備におけるスポット型感知器の点検の一つが「加煙試験」であり、その際に使用される試験装置である加煙試験器は、その発煙体の多くは代替フロンであるハイドロフルオロカーボン(HFC)の HFC-134a が使用されています。

フロン類はオゾン層破壊の原因物質や温室効果ガスであることが明らかになってから、1987年のモントリオール議定書の採択以降、国際的に厳しい使用制限が課せられるようになりました。2016年10月に採択されたモントリオール議定書のキガリ改正(2019年1月1日発効)では代替フロンであるHFCも規制物質に追加されることになり、国内でも特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)の一部を改正する法律が施行されています。また、2018年に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」の特定調達品目に、役務として「加煙試験」が追加され、必須基準である【判断の基準】に「発煙体にフロン類が使用されていないこと」が定められています。

上記のようなHFCの使用機会の削減に関する社会的要請に応え、また消防用設備などの分野においても環境配慮型製品の開発や使用を促す意義があることから、本認定基準案では、温室効果ガスの削減の観点に加え、試験器本体のリサイクル設計や有害な化学物質の不使用など、ライフサイクル全体を通して環境負荷が総合的に低い加煙試験器をエコマークで認定し、点検事業者にノンフロン製品の活用を促すとともに、持続可能な社会形成の一層の促進を図ることを狙いとしています。

■ 認定基準案とご意見の募集: <https://www.ecomark.jp/nintei/public/>

■ ご意見の受付期間: **2019年3月18日(月)~4月16日(火)**

■ ご意見送付先: エコマーク事務局 E-mail: [info@ecomark.jp](mailto:info@ecomark.jp)

FAX:03-5643-6257

以上



<本件に関するお問い合わせ>

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-4-16 馬喰町第一ビル9F

TEL: 03-5643-6253 E-mail: [info@ecomark.jp](mailto:info@ecomark.jp)

URL: <https://www.ecomark.jp>